

社団法人 日本図書館協会 図書館学教育部会

会 報 第 86 号

2008 (平成20) 年 12 月 13 日発行 編集・発行 図書館学教育部会

目 次

第94回全国図書館大会第10分科会（図書館学教育）の報告……………	1
テーマ：「図書館員養成」教育はどこに向かおうとしているのか？	
講演「『図書館に関する科目』の明確化に向けて」（葉袋秀樹 筑波大学）……………	2
報告①「社会教育法等の一部の改正について」（馬場祐次朗 文部科学省）……………	4
報告②「JLAの専門職員認定制度の進展」（大谷康晴 青山学院女子短期大学）……………	5
報告③「近畿大学司書課程の運営戦略・カリキュラムと、新省令科目の「試案」に対する疑問 （田窪直規 近畿大学）……………	8
事例紹介「司書養成におけるJST科学技術文献データベース "JDream II" の活用について」 （伊藤 祥 独立行政法人科学技術振興機構 (JST)）……………	10
報告④「民間におけるライブラリー・アカデミー」 （谷一文子 株式会社図書館流通センター）……………	12
報告⑤「『大学における科目』と図書館情報学検定試験」（根本 彰 東京大学）……………	13
パネルディスカッション（上記講演・報告者、コーディネーター：山本順一幹事）……………	16
全国図書館大会 参加記（安藤友張 九州国際大学）……………	19
全国図書館大会第10分科会に参加して（小山憲司 三重大学）……………	20
第10分科会に参加して（大石 豊 千葉県立中央図書館）……………	20
参加者のアンケートから……………	21

第94回全国図書館大会第10分科会（図書館学教育）の報告

2008年度の全国図書館大会は、神戸ポートアイランドにある神戸学院大学で、9月19日（金）に開催された。参加者は約80名であった。

葉袋秀樹氏（筑波大学・これからの図書館の在り方検討協力者会議主査）による「『図書館に関する科目』の明確化に向けて」と題する基調講演を聴いた。

このあと5つの報告などがあつた。なお、「社会教育法等の一部の改正について」の報告は、手塚健郎氏（文部科学省生涯学習政策局社会教育課長補佐）が担当する予定であったが、都合により、馬場祐次朗氏（文部科学省生涯学習政策局社会教育官・兼・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長）に変更さ

れた。報告内容は当初の予定とおりであった。なお、この報告は、本号には収録できなかった。全国大会実行委員会事務局の発行した『全国図書館大会兵庫大会要綱』などを参照してほしい。

報告等のあと、2時間近くにわたって「パネルディスカッション」を行った。各報告者が、お互いの内容についてのすりあわせをしたうえで、会場からの質問に答え、さらに、それらを踏まえた応答が展開された。

協力者会議の提示したカリキュラム案についての意見や、大学において展開すべき司書養成課程に関する積極的な意見も開陳され、これからの図書館員養成教育の進む方向についての議論が深まった。

『図書館に関する科目』の明確化に向けて

薬袋 秀樹

(筑波大学大学院図書館情報メディア研究科・

これからの図書館の在り方検討協力者会議主査)

はじめに

2008年7月、主として「大学において履修すべき図書館に関する科目」について検討するために、文部科学省生涯学習政策局に、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」(以下、協力者会議という)(第3期)が設置された。現在、協力者会議(第2期)で検討されてきた「大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(これからの図書館の在り方検討協力者会議のこれまでの意見の概要・試案)」をもとにさらに検討を進めている。

国立大学協会、私立短期大学協会等の大学関係団体、全国公共図書館協議会等の図書館関係団体など関係団体からの意見を参考とし、また、必要に応じて関係者のヒアリングを行いつつ検討を行っている。残念ながら、10月末現在で、まだ報告する段階には至っていない。

そこで、ここでは、「大学において履修すべき図書館に関する科目」(以下、履修科目という)に関する検討作業について理解していただくために、それに関するいくつかの問題について私見を述べたい。なお、ここでは、履修科目に関する教育を図書館職員養成教育と呼ぶことにする。

1. 図書館職員養成教育の関係者について

筆者は、これまでの図書館職員養成教育に関する検討は、児童サービスを除いて、主として大学教員によって行われてきたという印象を持っているが、いかがだろうか。

改めて考えてみると、教育は、教員のためにあるのではなく、教育を受ける人、教育を受けた人を雇用する人、教育を受けた人からサービスを受ける人のために行われているのである。よく論じられる生産者と消費者の立場を応用すると、大学教員は生産者の立場にあり、学生、図書館職員、図書館の管理者や図書館の利用者(国民)は消費者の立場に立つことになる。

このように考えると、図書館職員養成教育は、究極的には国民のためであり、国民のためのものであると考えられる。図書館職員養成教育の目的は、図書館利用者である国民が、優れた図書館サービスを受けて、それをもとに良い生活を送り、良い社会を作ることができるようにすることである。そのためには、図書館

職員が優れたサービスを提供できるように、大学は優れた教育を行うこと、各自治体や図書館の管理職が安心して図書館職員を採用できるように、優れた職員を養成することが求められる。

したがって、図書館職員養成教育に関する議論においては、もっと図書館職員、図書館管理者、図書館利用者の意見を聞くべきであり、そのための機会を設けるべきである。図書館学教育部会でも、履修科目に対する図書館職員や図書館利用者の意見を聞く機会を持つべきである。

今回の全国図書館大会の分科会では、図書館職員や利用者の意見をかなり聞くことができた。図書館職員の方々からは、図書館の存続・発展のためには科目の充実が必要であることを指摘し、試案を支持する意見があった。また、図書館職員、利用者の方からは、図書館職員養成教育の内容の改善を求める意見があった。今後の図書館の存続や発展を考えると、これらの図書館職員、図書館利用者の方々の意見はきわめて重要である。

このことは関係文献においても同様である。図書館職員養成教育の関係文献は、大学教員が執筆した文献だけではない。図書館活動関係の文献でも、図書館職員養成教育や履修科目について論じている。

日本図書館協会図書館政策特別委員会編『公立図書館の任務と目標 解説』改訂版(日本図書館協会、2004)を見てみよう。「第4章 公立図書館の経営」の「2 職員」の第89条で、図書館職員の養成について述べている。89条の条文は「図書館の専門職員となろうとするものために、資格取得に多様な道が開かれていることが望ましい」となっており、資格取得の多様な道が強調されているが、科目や単位数については下記のように述べている。

現行の司書資格取得のために必要とされる科目の内容、単位数などは、たいへん不十分なものである。このことが、資格に対する批判ばかりでなく、司書そのものへの批判にまで拡張されている。図書館法施行規則に定める司書講習科目と必要単位数の見直し、さらにはそれを踏まえた上での各大学における主体的なカリキュラムの充実が望まれる。

図書館政策特別委員会（塩見昇委員長）編『公立図書館の任務と目標 解説』は、司書の「資格に対する批判」や「司書そのものへの批判」に対処するために「必要単位数の見直し」を求めているのである。このことを改めて思い起こす必要があるのではないだろうか。

2. 文部科学省による検討について

文部科学省による検討はどのような方法で行われているのだろうか。その方法の特徴について考えてみたい。

2.1 検討のプロセス

履修科目の検討は、近年では、1990年代、2000年代に行われているが、いずれも、その前に新しい図書館像を示す文書が発表され、その後、図書館職員の養成・研修について検討が行われている。

1980年代の図書館像は、社会教育審議会社会教育施設分科会「新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について—中間報告—」（1988）で、そのキーワードは生涯学習である。

2000年代の図書館像は、これからの図書館の在り方検討協力者会議「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）」（2006年）で、そのキーワードは地域の課題解決の支援である。

この後、1990年代には、生涯学習審議会社会教育分科審議会「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について（報告）」（1996年）が発表されている。2000年代には、これからの図書館の在り方検討協力者会議『図書館職員の研修の充実方策について（報告）』（2008年）が発表され、さらに履修科目について検討が行われている。

このほか、1990年代後半から2000年代初めまでの時期には、社会における情報化の進展に対応するために、生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会「図書館の情報化の必要性和その推進方策について—地域の情報化推進拠点として—（報告）」（1998年）と地域電子図書館構想検討協力者会議『2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～（報告）』（2000年）が発表されている。

これらの、図書館像、図書館職員の養成・研修のあり方、情報化に対する図書館の対応方策などに関する報告が、最終的に「望ましい基準」に集約されている。2001年には「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学大臣告示）が制定され、今年2008年には、図書館法が改正され、この後、「公立図書館の設置および運営上の望ましい基準」が改訂される予定である。

このように、協力者会議における討議や調査の結果が報告にまとめられ、それをもとに、「望ましい基準」

が制定され、さらに、法律で規定されるという形を取っている。少しずつではあるが、着実に前進している。

2つの時期における検討がほぼ同様の経過を経ていることから見て、ここには、「図書館像から始まる政策形成、制度形成のプロセス」を見出すことができる。これが文部科学省による検討の特徴と考えられる。

2.2 検討の方法

検討課題については、協力者会議で討議が行われるが、その際、各委員あるいはヒアリングの発表者から資料が提出され、討議の内容については議事要旨等が作成されている。

同時に、外部の専門機関への委託調査研究によって、検討課題に関する全国的な実態調査が行われ、関連するデータが積み重ねられている。第2期の課題については、財団法人日本システム開発研究所『図書館職員の資格取得及び研修に関する調査研究報告書』（2007年）がまとめられている。

したがって、検討に際しては、協力者会議の委員個人の意見、既成の調査データのほか、新たな調査による最新のデータが用いられている。これらの会議の提出資料、議事要旨、調査報告書等は、原則として、すべて文部科学省のウェブサイトで公開されており、誰でも見ることができる。これらの資料に目を通せば、協力者会議における議論の内容を理解することができる。このように、関連する資料や討議の内容は整理され、蓄積されて、すべての人が有効活用できるように配慮されているので、積極的な活用が期待される。

3. 図書館職員養成教育の前提としての図書館理解

図書館職員養成教育について検討する際の課題として、次の二つの点がある。

3.1 新しい図書館像について

文部科学省による履修科目の検討に際しては、その前提として、新しい図書館像が発表されている。現在、いくつかの県立図書館や市立図書館で改革プランが作成されているが、それには明らかに『これからの図書館像』の影響が見られる。どれだけ普及しているかは別として、図書館の現場で『これからの図書館像』がある程度評価されていることは間違いないようである。

これに対して、日本図書館協会における「公立図書館の任務と目標」をはじめとする図書館像の検討は、最近では盛んでない印象を受ける。また、図書館学教育部会では、『これからの図書館像』について報告が行われてきたが、さまざまな館種の図書館の専門家からなる図書館学教育部会では新しい図書館像を示すことは難しいように思える。

これに関連して、日本の図書館関係者の間には、図

書館像で示されるような図書館の意義は既に明らかになっており、理解されていないだけだという考え方があるように思える。かつて、図書館の目的として、生涯学習が提起された際には、これまでも図書館は生涯学習に寄与しており、なぜ今さら生涯学習などを唱えるのかという趣旨の意見もあったように思う。

図書館職員養成教育の検討に先立って、新しい図書館像が必要かどうか、それをどう考えるか、これが一つの検討課題と考えられる。

3.2 図書館サービスに対する理解について

日本の社会では、図書館サービスの内容に対して、どの程度理解されているのだろうか。図書館に勤務したことの少ない自治体の事務職の多くは、図書館に対して、「図書館は本を貸すところであり、本を貸していればいいと思っていた」というイメージを持っている。

また、日本の社会では、図書館職員のための専門的な教育に対する理解も十分ではない。ある学生は、高校時代に「大学で図書館情報学を勉強して、公共図書館の司書になる」と発言したところ、周囲の人々から「図書館職員になるのに、何か勉強することがあるの?」「何を勉強するの?」と聞かれたと語っている。

このことは、「図書館は本を貸すところであり、本を貸していればいいと思っていた」という意見と一致する。図書館職員養成教育の問題の根本はここにあるのではないだろうか。最近、かなり改善されてはいるようであるが、図書館サービスに専門的知識を必要とすることが社会ではあまり知られていない。その理由は、専門職員を養成するための社会基盤に当たる図書館の専門的サービスの実態がまだまだ弱体であることにあると考えられる。

この点は、『これからの図書館像』で具体的に指摘されている。例えば、レファレンスサービスのための専用カウンターの設置率が低いことである。「図書館は本を貸すところである」という認識は、このレファレンスサービスの実態と対応している。

図書館職員養成教育について検討する際には、日本の社会の図書館に対する理解について考えることが必要かどうか、また、この問題をどう考えるか。これがもう一つの検討課題と考えられる。

おわりに

今回の履修科目に関する論議は、図書館職員養成教育の在り方について考える良い機会になると思われる。筆者は、図書館職員養成教育だけを論じるのではなく、もう少し視野を広げて、その前提となるさまざまな問題を含めて議論すべきだと考えている。これを機会に、関係者の積極的な発言が行われることを期待したい。

<報告①>

社会教育法等の一部の改正について

馬場 祐次郎

(文部科学省生涯学習
政策局社会教育課)

報告は本号には収録できませんでした。
『全国図書館大会兵庫大会要綱』などを参照してください。

<報告②>

JLAの専門職員認定制度の進展¹⁾

大谷 康晴
(青山学院女子短期大学)

青山学院女子短期大学の康晴です。よろしくお願いいたします。本日は、「JLAの専門職員認定制度の進展」と題して全国図書館大会要綱基調報告p.11にある「日図協、専門職員認定制度の実施を探る取組み」の部分一わずか1行ですが一についてお話しさせていただきます。基調報告では、慎重に可能性を探っていたいとのことでしたが、ここでは、可能性を探る調査の結果について報告をいたします。

1. 制度の概要

まず、認定制度の概要です。1996年の生涯学習審議会（当時）報告が検討の契機となっています。この制度は、日本図書館協会（JLA）による中堅職員ステップアップ研修(1)（LIST1）、同じく中堅職員ステップアップ研修(2)（LIST2）といった研修の後に続く、より上位の継続教育の一環という位置づけです。基本的には、名称の付与を行うもので、JLAがその責任を負います。認定に際しては、実務経験、研修の受講等の経験、論文といったものを審査することになっています。また、認定後については、一定年限一当初の検討では5年でしたが、最近では教員の免許再更新の10年も話題になっています一で更新することになっております。

次に名称ですが、決定ではないのですが、代わるものもないまま仮称として「上級司書」という名称が提示されて現在にいたっています。この制度については、JLA内で、専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ（第二次まで）、次に研修委員会、そして現在の専門職員認定制度特別検討チーム（現在は第四次。以下、特別検討チーム）で検討してきております。

この認定制度では、実務経験と研修を前提としています。実務経験については、3年目、7年目、10年目という節目を設定して、10年目の節目が認定制度の対象となっています。最初の節目である3年目では第1段階の研修があります。JLA主催では、LIST1、文部科学省主催の地区別研修といったものが該当します。第2段階としては、実務経験7年程度を想定した研修

となります。JLA主催のLIST2、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター主催の図書館司書専門講座といったものが該当します。

以上のように実務経験とその節目に受講していただく研修を前提としていますが、これらの研修の受講機会にはかなりの地域間格差があります。そこで、一定の長さの研修の受講にポイントを付与（2-3時間で1ポイント）して、一定のポイント獲得（20ポイント）にて、研修を修了したと認定することになっています。また、研修の受講だけではなく、研修・大学での講師経験、各種の社会的活動、学会活動、学位の取得といった自己研鑽を伴う活動についてもポイントを一定程度付与することになっています。

そして、論文を審査することになっていますが、特別検討チームで一貫している認識は、単なる自館の事例紹介は対象外であるというものです。一方で、過去の報告書等の書き方の関係で、極端に学術的なモノを想定されてしまっている部分もありますが、いわゆる学術論文しか受け付けられない、とは考えておりません。合理的な考えにしたがって、論述されていることが重要であるという考えです。

2. 認定制度対象想定者に対する質問紙調査の結果

さて、ここまで制度の概要を紹介してきましたが、特別検討チームでは、認定の対象になりうる図書館職員を対象に、制度の認知度・是非について質問紙調査を行っています。この調査は特別検討チームのメンバーである千葉県立図書館大石豊氏が中心となっており、同氏の許諾のもとに、検討チームとして報告を行わせていただきます。

この調査は2008年6月に、以下の方々を対象としていて、410人の回答を回収しています。正規職員か非正規職員かを問わずお尋ねしています。

- ・LIST2受講生・修了者（回答者34人）
- ・図書館司書専門講座受講生（回答者54人）
- ・都道府県立図書館職員（回答者267人）
- ・政令指定都市立図書館職員（回答者55人）

回答者のプロフィールは次の通りになります。回答者の地域分布は、北海道東北39人、関東87人、中部（甲信越・北陸・東海）133人、近畿46人、中国四国59人、九州沖縄45人、不明1人です。勤務年数は、0年から3年が40人、4年から7年が64人、8年から10年が54人、11年から15年が97人、16年以上が159人です。

雇用形態では、正規職員が349人、非常勤職員（嘱託職員、非常勤・臨時職員）が52人、委託・派遣職員等（委託・派遣・指定管理職員）が7人です。資格の有無は司書資格が404人、司書補資格が5人です。

制度に対する認知度ですが、有効回答数404のうち、<よく知っている>が14人、<ある程度知っている>が199人で、<あまり知らない>140人、<全く知らない>51人という状況を見ると、十分認知されているとはいえません。この点については、広報を充実させる必要があるかと思えます。

次に、申請の意思の有無については、有効回答402のうち、<ぜひ申請したい>が29人、<申請したい気持ちはある>が169人、<申請したいとは思わないが、制度があることはよいと思う>が99人、<申請したいとはあまり思わない>が52人、<申請したいとは全く思わない>が15人、<わからない>が38人となっています。何かしら申請の意思がある回答が回収回答数（410）の48.3%で、これにご自身に申請の意思はないが制度はあった方がよいという意見を加えると、回答の72.4%は制度に対して好意的であると考えられます。

次に、申請意思の有無の設問で、制度に対して好意的な回答をした方々を対象に“申請したい理由や制度があることはよいと思う理由は何ですか。自分の考えや意見に近いものを2つ選んでください”と尋ねた結果が表1です。社会的認知、サービス向上、司書の意識改革、キャリア形成につながるといった回答が上位で、司書としての処遇の改善を期待したいからとする回答は比較的少ないです。

表1 肯定的回答の理由（2つまで回答）

肯定の理由	回答数	肯定の理由	回答数
サービス向上	137	研修動機づけ	28
キャリア形成	95	社会的認知	153
意識改革	100	力量明確	17
処遇改善	49	合計	579

これに対して、申請について否定的な回答をした方々に対して、その理由を尋ねたのが表2です。肯定の時と同様に重複回答（2つまで）を許容しています。この選択肢は過去にいただいたコメント・ご意見から用意いたしました。制度に対する社会的認知がない、司書職制度の確立を優先すべきである、処遇改善が期待できないといった回答が多くなっています。この回答で特別検討チームとして意外であったのは、<司書資格に上下関係を持ち込むと、職場内の認定資格を持つ

職員とそうでない職員との間で気まづくなるから>という選択肢に対する結果です。従来の検討過程の中でたびたび寄せられていたご意見であるのに対して、現場の職員のみなさまの回答では、もっとも少ないものとなっています。

そして、否定的回答をした方々にどのような条件が整備されれば制度を肯定できるようになるでしょうかと尋ねた結果が表3（選択肢から2つまで選択可）です。社会的認知を向上させる、処遇改善の可能性、司書職制度の確立、研修の受講格差の解消といった回答が多いようです。表4は制度の課題について指摘（選択肢から2つまで選択可）していただいたものです。

表2 否定的回答の理由（2つまで回答）

否定の理由	回答数
研修だけでよい	21
司書職制度確立優先	52
受講地域格差	25
資格の上下関係が気まづい	5
処遇改善が期待できない	43
社会的認知がない	57
図書館経営に重き	6
合計	209

表3 制度を肯定する条件（2つまで回答）

条件	回答数
キャリアと研修の関係明確化	9
司書職制度確立	34
認定職員の活躍	9
受講格差解消	29
処遇改善の可能性	50
社会的認知	65
経営以外の専門性評価	16
合計	212

表4 制度の課題（2つまで回答）

課題	回答数
説明・広報の充実	91
館界の合意形成	59
メリット・デメリット明示	57
司書像の明確化	114
処遇改善	170
社会的認知向上	275
財政・組織面のJLA強化	25
合計	791

社会的な認知の向上、処遇改善、司書像の明確化、説明・広報の充実といった回答が多いようです。これまでの回答と関係づけてまとめていくと、制度への認知度がまだまだであること、制度に関する社会的認知の向上が重要であること、現在否定的な方に対して肯定的になっていただくには処遇改善の問題が大きい、といったあたりになるかと思えます。

次に認定の対象を正規職員のみとするのか、非正規職員も対象とするのかという点(表5)です。この点は検討チームでも意見が割れていたところですが、対象者となりうる方々の回答では非正規職員も含めるべきだというのが多数派であり、その意向に沿うべきかと思えます。また、名称(表6)については相対的に上級司書が1位になってはいますが、他の名称を選択された回答もあり、制度に対する認識の深まりとともにより考えていくべきかと思えます。

3. 予備審査について

現在にいたるまで、この制度に関する検討を行ってきましたが、個人的には机上での検討にも限界があると思っています。もちろん、この認定制度を行うかどうかは、JLAにとってきわめて重要な判断であることも理解しています。これらの経緯から、これまで検討してきた制度で実現可能性がどの程度のものであるかのシミュレーションが必要かと思えます。こういった点から、認定制度の可能性を探る予備審査を現在検討しております。

この予備審査では実際の制度が発足した際に、対象となりうる方を協力者として募ります。審査の一部をシミュレートすることで、申請要件のハードルの妥当さや、審査プロセスの点検といったことを行います。

表5 認定の対象

認定の対象	回答数
正規職員のみ	161
正規職員と非正規職員(有資格者)	224
合計	385

表6 付与される名称について

名称案	回答数	名称案	回答数
上級司書	159	管理司書	8
専門司書	66	一級司書	20
認定司書	43	その他	3
図書館士	13	わからない	77
図書館経営士	9	合計	398

協力された方には、本審査の際に予備審査で確認された部分では免除や、財政的に可能であるならば審査料の割引等を提供できたらと思っております。現時点では、全くの予定ですが、11月中旬からの実施を考えているところです²⁾。

注

- 1) 本稿は、2008年9月19日全国図書館大会第10分科会の報告内容を元に、当日の進行の関係で説明できなかった部分、質疑でやりとりされた内容と認定制度に関するアンケート調査結果の補足を加えて再構成したものである。なお、養成制度に関する私見の部分は紙面の問題もあり、カットしている。当日の忠実な発言内容については、大会記録の方を参照いただきたい。
- 2) 以上の記述は発表時点での話であり、2008年11月上旬時点では、『図書館雑誌』に案内等を掲載し、12月上旬から予備審査を実施することになっている。

<報告③>

近畿大学司書課程¹⁾の運営戦略・カリキュラムと、新省令科目の「試案」に対する疑問

田 窪 直 規

(近畿大学司書課程担当)

1. はじめに

教育部会から、「司書養成カリキュラムの一提示」というタイトルで、全国図書館大会兵庫大会での発表を依頼された。筆者の所属する近畿大学司書課程のカリキュラムについて、発表せよとのことである。本司書課程は運営戦略を重視している。そこで依頼されたタイトルに、「司書課程運営戦略との関係で」というサブタイトルを付加して発表を行った。

発表の時に、今回の発表内容に関する原稿依頼を受けたので、タイトルを標記のものに改めて、以下ほぼその概要を記す。タイトルを改めたのは、発表の準備段階（予稿やハンドアウトの作成段階）では、新省令科目の「試案」はまだ示されていなかったが、発表時点では示されており、発表はこれはかなり意識したものになっているからである²⁾。

2. 司書課程生き残り戦略の必要性

18歳人口の減少により、大学は生き残りの時代に突入した。このことは、学生に人気のない司書課程、理事者にアピールしない司書課程は、いつ切られてもおかしくないということを意味している。なぜなら、司書課程を止めれば、人件費その他の経費が浮くからである。

今まさに、司書課程が生き残る戦略（もし可能なら繁栄する戦略）が、求められているといえよう。

3. 司書課程運営戦略の類型と

近畿大学司書課程の運営戦略

ここでは、司書課程の生き残りという点を意識しつつ、従来の司書課程運営戦略を三つに分けて検討し、その上で本司書課程の運営戦略について述べる。

運営戦略の一つは、司書という資格は人気があるので、何も考えずに運営すればよいという戦略である。

これは大名商売型（もしくは無戦略型）とでも呼ぶべきものである。この戦略では、司書課程の人气がなくなれば対応のしようがない。その意味では、これは生き残り放棄型といえる。

運営戦略の二つは、司書課程の学生をどんどん図書館界に送り込むという戦略である。司書課程の筋目からすると、これは理想型といえる。しかし、正規職員としての司書の採用が絶望的に少ない現実を直視するに、これは夢想型ということにならざるをえない。また、派遣や業務請負業者経由で学生を図書館界に送り込むという場合、この戦略は、現状ではワーキングプア生産型ということになりかねない。これでは学生や理事者にアピールしないであろう。

運営戦略の三つは、図書館のよき理解者・応援団を育てるといふ戦略である。これは穏健型といえよう。だが、悪く言えば、これは自己満足型ということにならないだろうか。これでは、学生や理事者にアピールするか疑問である。

本司書課程は、「たとえ司書になれなくても、情報社会を生き抜き、これの便益を享受するための実践能力・基礎素養を身に付ける」という戦略を採用している。この戦略であれば、学生や理事者にアピールするので、司書課程の生き残りに有利に働こう（さらに述べれば、この戦略であれば、司書課程に繁栄をもたらさないかと考えている）。

以下、上記の実践能力という点と基礎素養という点から、本司書課程ではどう現行の省令科目を改造し、カリキュラムを構成しているかを記す。

4. 実践能力と司書関連資格類

実践能力という意味では、情報社会で役立つ司書関連資格類の合格・取得を目指している。具体的には、情報検索基礎能力試験の合格と、ファイリング・デザイナ―、Microsoft Office Specialistという資格の取得を目指している。

情報検索基礎能力試験に合格するために、本司書課程では、専門資料論・同演習という3単位必修の科目を設けている。これは、省令科目の情報検索論（1単位必修）と専門資料論（1単位必修）を合体させ、1単位増にしたものである。また、ファイリング・デザイナ―という資格を取得するために、省令科目の図書

館特論（1単位選択）をファイリング論（2単位選択）として開講している。さらに、Microsoft Office Specialistという資格を取得するために、コンピュータ・情報機器論という2単位必修の科目を設けている。これは、省令科目の情報機器論（1単位選択）を1単位増にし、さらに必修化したものである。

5. 情報社会を生き抜く基礎素養を身に付けるために

情報社会においては、情報組織化の素養が重視されると考えている。例えばWebサイトをデザインするにも、これの素養があるのとないのとでは違ってこよう。この素養を身に付けるためには、省令科目の資料組織概説（2単位必修）では足りない。これでは、図書館現場の実務に張り付いたレベルの話を、それも最早に行うのがやっとなのである。そこで本司書課程では、情報組織化論という名称の4単位必修科目を設けている。2単位増により、図書館現場の実務に張り付いたレベルを超えて、最新的话题を取り込んだり、理論を重視した授業を展開できる。

一方、情報社会においては、図書館など情報サービス機関を使いこなすための素養を身に付けることも、重要になると思われる。このため本司書課程では、図書館サービス概論という4単位必修科目を設けている。これは、省令科目の図書館サービス論（2単位必修）と児童サービス論（1単位必修）を合体させ、1単位増にしたものである。4単位分の時間を使用すれば、従来より提供されてきた諸サービスに加えて、最近話題になっている課題解決型や××支援などの諸サービスにも触れることができる。したがって、この科目の受講者は、図書館の様々なサービスを理解し、これを使いこなす素養を身に付けることができる。

6. 運営戦略に基づくカリキュラムデザインの必要性

筆者は、本司書課程の運営戦略が良いので、この戦略に従って司書課程は運営されるべきであると主張するものではない。だが、各司書課程は各々の問題意識に基づく運営戦略を立て、それに基づいてカリキュラムデザインを行うべきであると考えている。

そうすると、各司書課程に個性が生じる。個性がぶ

つかり合うことで、司書課程間に切磋琢磨や競争が生じる。切磋琢磨や競争は、全体としての司書課程のレベルを上げる。

7. 新省令科目の「試案」に対する疑問

上記の立場に立つと、新省令科目は、各司書課程に同じようなカリキュラムを強制する方向性のものでなく、各司書課程にカリキュラムの創意工夫を促すという方向性のものでなければならない、ということになる。

各司書課程の運営戦略に基づいてカリキュラムに創意工夫を施すことができれば、切磋琢磨や競争が生まれ、日本の司書課程は生き生きし（活性化し）、そのレベルも上がる。その反対に、創意工夫を施すことができないならば、切磋琢磨や競争が生じず、日本の司書課程は死んだ世界となり、活性化しない。

今まで述べてきた点からは、今夏に提案された省令科目の「試案」は、容認できるものではない。これは、2単位刻みで、それも28単位まで積み上げるというものである。これでは融通が利かず、各司書課程は、省令科目にがんじがらめに縛られ、身動き取れなくなる（自由科目2単位が設定されているものの、焼け石に水である）。司書課程の世界は、創意工夫がほとんど効かない死んだ世界になりかねない。「試案」は、各司書課程の創意工夫を誘導するという考えとは、ほぼ対極にあるように思える。

発想を逆転させて、創意工夫を誘導するという観点から、省令科目を構成しなおすべきである。例えば、図書館サービス系科目6（もしくは8）単位（そのうち2単位は図書館サービス概説とし、授業内容の詳細も定めるが、その他は各司書課程の自由）、情報組織化系科目6（もしくは8）単位（そのうち2単位は情報組織化概説とし、授業内容の詳細も定めるが、その他は各司書課程の自由）、図書館情報学概説2単位（内容は大綱化する）、図書館資料論2単位（内容は大綱化する）、図書館経営論2単位（内容は大綱化する）、生涯学習論2単位（図書館、博物館、公民館に関連して共通に教えるべきことを除いて、内容は大綱化する）、自由設定科目2単位であれば、最低22単位（もしくは26単位）となる。これなら創意工夫を誘導できるし、この上にさらに単位を積み上げる余裕も残っている。

このような創意工夫を誘導する省令科目であれば、繰り返すが、切磋琢磨や競争が生まれ、日本の司書課程は活性化し、そのレベルも上がる。

もちろん、上記の私案では、何の考えもなく最低の20単位（もしくは24単位）を設定してくる司書課程もありうるという指摘を受けよう。しかし、そのような司書課程は外部評価に耐えられようか。また、今後、業務請負業者が司書課程の有望な市場に育った場合、このような司書課程と創意工夫に富む司書課程の修了者のうち、業者がどちらの司書課程の学生を採用するかは明白であろう。創意工夫、切磋琢磨の環境になったら、これらをしない司書課程は消え去るほかないのである。

もし、消え去るような司書課程を意識して縛りのきつい「試案」を提案したというのなら、意欲に燃える司書課程にとって、これは迷惑千万といわざるをえない。消え去るような司書課程には、この際あっさり消え去ってもらえばよい。やはり、意欲に燃える司書課程の創意工夫を誘導する、省令科目を構成すべきである。

本稿が掲載される頃には、省令科目は固まっていよう。これが各司書課程の創意工夫を誘導するものになっていることを、念じるばかりである。

注

- 1) 近畿大学には、通常学部のほか通信教育部にも司書課程が置かれているが、本稿は通常学部の司書課程のみを射程としているので、注意されたい。
- 2) そのこともあり、本稿の内容と『全国図書館大会兵庫大会要綱』(p.170-172) に掲載された予稿の内容とは、少々異なっている。もし可能なら、予稿をも併読していただければ幸いである。これには、本稿にない情報も含まれている。

<事例紹介>

司書養成におけるJST科学技術文献検索システム "JDream II" の活用について

伊 藤 祥

(独立行政法人 科学技術振興機構(JST))

s2ito@jst.go.jp

1. はじめに

本発表では、情報検索演習において一般的に利用される、二次情報データベースに求められる機能や性能を考察した。また、独立行政法人科学技術振興機構(JST)が提供する科学技術文献情報検索システム「JDream II」(<http://pr.jst.go.jp/jdream2/>)の司書養成における活用可能性や今後の課題を整理した。

2. 情報リテラシーの習得・向上に向けて

2.1 図書館司書の役割

まず、図書館司書には、高度化・多様化する市民の学習ニーズに対して素早く的確な情報提供を行う、いわば「市民と情報社会をつなぐ」役割が求められていることを示した。

更に、この役割を果たすために今後の司書養成に必要な視点として、情報リテラシーの習得及び向上を挙げた。これは、LIPERによる図書館員へのアンケート調査結果や、これからの図書館の在り方検討協力者会議の議論からも明らかである。また本発表では、情報リテラシーを「情報が必要とされるときに、それを効果的かつ効率的に探し出し、精査し使うことができる能力」と定義した。

2.2 情報検索演習の現状と課題

平成22年度に科目改正される情報検索演習は、従来、オンライン目録の検索を中心に実施されてきた。オンライン目録は検索対象資料が広い一方、検索フィールドが限定されるデータベースである。図書館司書が情報リテラシーを十分に習得するためには、このオンライン目録検索のスキルに加え、粒度の細かいデータベースの検索スキルを身につける必要があることを課題として掲げた。

2.3 二次情報データベースへの要求

次に、情報検索演習の担当教員から示された二次情報データベースに対する要求事項「レコード構成や索

引構造の理解しやすさ」、「多人数によるスポット利用の実現」を紹介した。また、JSTが提供する雑誌記事・論文の二次情報検索システム「JDream II」がこれらの要求に対応可能か検証を行い、その結果を示した。

3. JDream II の活用可能性

3.1 「レコード構成や索引構造の理解しやすさ」に対する検証結果

JDream II で提供しているデータベース「JSTPlusファイル」はオンライン目録と比べて収録情報の分野（国内外の科学技術・医学関連分野）や資料種類が限定される一方、和文標題や和文抄録、シソーラスに基づいた索引語の付与により、粒度の細かい情報を提供している。また、生活環境分野や図書館関係分野のデータが充実しているため、人文系出身者の多い司書課程・司書講習の受講生にも馴染み易いデータベースであると言える。

本発表では図1～3のような検索画面、レコード及び索引語案内機能「JSTシソーラスブラウザ」を具体的に紹介し、JDream II がレコード構成や索引構造の理解しやすさに十分対応していることを示した。また、本データベースが有する発展的な機能として、機関名の典拠コントロール及び各データ項目の表記ゆれ対応について説明した。



図1 JDream II 検索画面

3.2 「多人数によるスポット利用の実現」に対する検証結果

JSTでは、ガイダンス用に正規のJDream II システムとは別のサーバを有している。この環境は正規のシステムに影響を与えないため、多人数での同時利用に十分対応することができる。また本発表を契機に、情報検索演習に限らず情報リテラシー教育に係る授業時間内であれば、JDream II を無料提供する制度を立ち上げたことを告知した。

（申込み方法等はJST情報リテラシーのページ「<https://pr.jst.go.jp/cgi-bin/literacy/index.cgi>」を参照）

3.3 情報検索演習以外でのJDream II 活用事例

3.2に関連して、桃山学院大学 司書講習「資料組織演習」及び関西外国語大学 セミナール「情報活用法の研究 I」という情報検索演習以外でのJDream II 活用事例を紹介した。

4. 今後の課題

本発表では主に情報検索演習の観点からJDream II の活用可能性を示した。その上で、今後の課題として、情報検索演習及びその相当科目におけるJDream II の有用性を統計的に実証すること、その他の情報リテラシー教育科目においてJDream II の活用可能性を示すことを挙げた。



図2 JSTPlusファイルレコード



図3 索引語案内機能「JSTシソーラスブラウザ」

<報告④>

「民間におけるライブラリー・アカデミー®」

株式会社図書館流通センター
代表取締役社長 谷 一 文 子

1. はじめに

株式会社図書館流通センター（略称TRC）は1979年に社団法人日本図書館協会整理事業部の業務を継承する形で設立された。以来、TRCMARCの作成と図書館への図書装備納入、選書のためのカタログ『週刊新刊全点案内』の提供などを行っている。特にTRCMARCは全国の公共図書館の8割が採用、NACSIS-WEBCATでの参照MARCとしての提供、OCLCへの提供など図書館業務では基本のツールとしてご利用いただいている。また、近年は図書館の業務委託・指定管理者などの運営業務にも関わっており、現在 公共図書館 149館（うち指定管理者 47館）、大学図書館 27館、専門図書館 6館、学校図書館 76校 の業務を受託している。

2. なぜライブラリー・アカデミー®か

図書館が建物1・資料2・人7といわれるように図書館で働く人材が図書館のサービスを左右する。TRCでは1996年からこの仕事を始めたが現在、図書館で働くスタッフは1900名を越える。以前から研修には力を注いできたがさらに体系的にキャリアパスと連動できる仕組みが必要となった。また、私たちのスタッフの多くが国立国会図書館、文部科学省、日本図書館協会、各県の図書館協会主催の研修を受講しているが、私たちが行う研修も広く公開することで図書館人のレベルアップ、図書館ファンの拡大につながってほしい、と考えた。

3. ライブラリー・アカデミー®の内容

各コースとも全6回、1コマ2時間、隔週での開講、定員20名を原則としている。

【2007年9月開講】

インターネット時代のライブラリアン
講師 岡本 真 20名（7名）
法情報提供のプロを目指す
講師 いしかわまりこ 12名（4名）
MARCを使いこなす 講師 吉田絵美子 18名（11名）

ビジネス支援サービスにチャレンジしよう
講師 ビジネス支援図書館協議会 11名（3名）
出版流通の現場を知る
講師 永 江朗・松田哲夫ほか 16名（10名）
公共図書館による学校教育支援
講師 小畑 信夫 13名（4名）
（ ）内はTRCスタッフの数

【2008年開講】

ワンランク上の図書館広報講座 講師 仁上幸治
利用者と本をつなぐ発想と技術 講師 田中共子
「これからの図書館サービスはこれだ！」
～日本の図書館サービスの最前線を検証する～
講師 NPO知的資源イニシアティブ
市場化の時代を生き抜く図書館
講師 高山正也、南学、豊田高広ほか
医療・健康情報サービスの基礎を学ぶ
講師 日本医学図書館協会

直近のコースの受講者はスタッフと外部の方（公共・大学の図書館員や企業にお勤めの方）と半々で同業他社の方の受講もある。また、「MARCを使いこなす」への人気も高く、MARC制作に携わっている者としても嬉しいかぎりである。

4. 今後の課題

まだ始めたばかりなので課題は山積である。

- ①地方の人への受講をどうするか
- ②時代の流れと共に多様なワンランク上のサービスのためのカリキュラムは何か
- ③TRC本社の一部を使用しているので物理的に教室の数と広さ、設備も必要となっている。八洲学園大学で採用しているeラーニング方式などを検討中である。

5. おわりに

図書館員の専門性を問われることが多いが、何を、どう評価するのか、がこの業界では確立していない。学芸員の世界では「一流の美術品を借りてくることの出来る実力」と言うものさしもあるが、図書館員ではどうだろうか？現在の業務委託での安い契約金額をみると、図書館の外の人にはコンビニで働く人と同等に評価しているのかしらとつい考えてしまうのである。今一度、図書館員の専門性を見直し、適正な教育と評価を行っていただきたいし、待ちきれなくて教育・研修に踏み込んでしまった我々は必要なことを必要な人がやる、という原則にのっとり社会的責任をきちんと取るために行っているが、まだまだ未熟である。

他方、図書館司書の有資格者を採用しても基本的な本の知識、作家名や出版社名が読めない、図書館員に大切なのは「もの静かな人」ではなく「笑顔とコミュニケーション能力」である、ということがわかっていない。これは、今後教育に携わる方々にぜひともご指導願いたいことの1つである。

また、筑波大学大学院情報メディア研究科の寄附講座「経営管理コース」も私たちの必要の1つの実現であった。このコースからはすでに8名の指定管理者図書館の館長やPFI事業での統括責任者が巣立っている。図書館員教育がより高度なものになることを大いに期待している。

<報告⑤>

「大学における科目」と 図書館情報学検定試験

根本 彰

(東京大学大学院
教育学研究科教授)

筆者は、LIPER（図書館情報学教育の総合的研究）の研究分担者として、その結果を何度か報告をしている。また、文部科学省「これからの図書館の在り方検討協力者会議」第1期、第2期（2003～2008）のメンバーとしての歴史的正当性を意識していることを発言してきた。ここでは、今回の法改正で「大学における図書館に関する科目」ができたことの意義と問題点について述べ、そこでLIPER提言を生かすことで解決できることがあることについて言及する。

「大学における科目」新設の意義

これまでの図書館法制では、文部科学省の委嘱を受けて大学が実施する講習科目しかなかったところ、図書館法の改正によって5条1項に「大学における図書館に関する科目」がつくられ、これを文部科学省令で決めることになった。附則により、これは平成22年度から施行されることになっている。

このような改正が行われたことは、LIPERによる図書館情報学教育の見直しの一環として要望してきたことが実現されたものであり評価したい。この改正は司書養成について、従来の文部科学省主導から大学主導に切り替わったことを意味する。その点で養成にあたっているものは、いっそう責任が重くなることを自覚し、また、その責任を果たすための条件整備の努力をしなければならない。

司書講習は文部科学省が大学に委嘱するかたちで実施されている。講習の実施主体は文部科学省であるので、スケジュール、講習内容、講師などについて同省がチェックを行っている。従来、大学が正規の授業の枠内で実施してきた司書養成の科目は、「大学における科目」が定められていなかったために講習科目表（図書館法施行規則の別表）が適用されてきた。講習

の科目とみなされていたので、この科目表に基づいて司書講習の要件に合致しているかのチェックが行われていた。たとえば、演習科目は1単位につき教室で30時間の学修を要するといったことである。このようになった経緯については別稿で書いたので繰り返さないが、大学関係者が科目数や単位数が多くなることを恐れて、制度改革に消極的であったことに原因があったと思われる。

このたび法成立後60年にして初めて、法的にも大学での司書養成が制度化されることになった。その科目はまだ検討中であるが、これが実現すれば大学における正式の科目として開講することができる。とはいえ、これまでのものとどこが違うのかと言えばその違いははっきり目に見えるものではない。むしろ、この差異をどのように使うのかはそれぞれの大学の担当者にかかっているといてよい。

まずこれまでのように講習科目としての見立てはなくなるから、基本的に科目は図書館法施行規則以外では大学設置基準に基づくことになる。演習科目については、設置基準にあるように1単位45時間の学修のうち大学で15時間をやるか30時間をやるかはそれぞれの大学に委ねられている。また、科目の内容についても科目表のガイドラインとして公開されるであろう科目内容リストに準拠することは指導されるだろうが、実際にそれを個々の大学がどのようにカリキュラムとして表現するか、個々の教員がどのように授業として展開するかは別問題である。実務家を養成する講習と違い、大学の科目として実施する場合には憲法に保障された「学問の自由」に基づいてそれぞれが自由に決定することが可能になる。

講習ではなく大学で学ぶべき科目ということから従来とは異なった問題を生じさせる。一つは実態がどうであれ、講習は実務家が資格をとることを前提にしていた。つまり学ぶことについての動機付けと少なからぬ社会経験と実際の図書館現場を幾ばくか知っているということがあった。ところが、大学で実施すると言うことは、動機付けを含めて基礎から教えることが必要になる。このあたりはすでになかば公表されている科目表においても配慮されていることであるが、実際に始めるにあたって重要なポイントであろう。いき

なり実務的なことではなくて、理念や理論、歴史などの基礎知識をいかに共有できるかが問題になる。

もう一つはそれとある意味で矛盾するのであるが、司書になるための資格要件として、最低限学ぶべきものをきちんと伝えることができるかどうかということである。カリキュラムや教育内容が大学および教員に委ねられることから、結果として受講生が身につける知識や技術が今まで以上にばらばらになる可能性がある。

図書館情報学検定試験の実施

本来職業資格は教育内容が厳密に定まっている必要がある。たとえば現行の保育士制度は児童福祉法の改正によって2003年から変更され、保育士は都道府県への登録制を採用し名称独占資格となった。つまり、資格をとって登録していないと保育士と名乗ることができない。資格取得は大ざっぱに言えば、大学、短大の専門課程や専門学校を卒業して資格を得る方法と、何を学ぼうが検定試験を受けて合格する方法とがある。専門課程については厚生労働省の詳細な指定基準に基づき教員数や科目内容が定まっており、それに基づいて都道府県が審査して教育機関を指定することになっている。試験の場合は、筆記試験8科目（児童福祉、小児栄養など）に合格してさらに実技試験3分野のうちの2分野に合格する必要がある。

このように、機関認定手続きあるいは試験による選抜といった評価プロセスをいれることで、資格取得者の質の維持をはかっている。保育所は厚生労働省関係の施設であるから、保健衛生の維持と児童福祉における入所者の許諾事務という法的な判断を要することがあるからこのようなものになっているのだろう。

司書資格にもこのような手続きが必要なはずであるが、ここ15年ほど生涯学習政策や規制緩和の動きから、逆に誰もが資格をとれるようにとの圧力がかかっていたために、今すぐに、このような公的な評価プロセスを導入することは不可能である。しかし、民間で実施する試験制度なら導入可能である。2006年LIPER報告ではこうして、学会が中心になって図書館情報学検定試験を導入することが提案された。

試験制度は中国の科挙で培われたものがヨーロッパ絶対王政期の官僚制国家に取り入れられ、それは明治

になって日本の近代化を推進する手段として採用された。それ以来、日本社会において試験制度は教育や職業と切っても切れない関係にあるものと受け入れられている。身分や階級にとらわれずその人のもつ能力のみを評価して登用するという意味で、それは近代官僚制のもつメリトクラシー原則を比較的容易に実現するツールとして受け入れられてきたからである。

これまでも、司書資格取得とは別に試験制度を導入することの必要性の議論は存在している。1992年に森耕一はJLAが「図書館士」認定のための検定試験をすべきであると提案し、1994年には河井弘志がJLAが図書館学専門試験を導入することを提案した。1999年には葉袋秀樹が司書が自らの専門的知識の程度を評価する自己評価試験を導入することを提案した。

それらの提言を受けつつ、LIPER報告書は図書館情報学教育改革案のなかで「図書館情報学検定試験(仮称)」を提案した。その目的はもちろん図書館情報学教育を向上させる力になることである。具体的には、受験者にとって、学習の達成度を自己確認することであり、また、試験が定着すればそこでの成績を就職や進学の手段とすることができるというメリットが生じる。また、教育者にとっては、この試験を受けてもらうことによって学習者の達成度が把握できることで、カリキュラムや教育内容、教育水準を設定するのに目安を得られることがある。

現在、日本図書館情報学会で試験の実施が可能かどうかの検討している。また、LIPERの継続プロジェクトである科研の研究プロジェクトLIPER2では、昨年度から準備試験を実施して、この分野での試験実施が可能なかどうかを検討している。

昨年実施した準備試験について報告すると、24問の5肢択一問題(図書館情報学コア領域8分野)を作成し、10大学の教員に依頼して実施した。その結果受験者549名を得て、データを分析して本年春の学会で発表した。

それをまとめると、まず、問題によって正答率や識別指数(問題の適切さをはかる指標)にばらつきが認められ、知識の達成度を適切に表現できる良い問題にするためには未だ改善点は少なくないことが分かった。しかしこれは、人手と時間をかけることができればそ

れなりに良くなる可能性はあるものと考えられる。また、試験の得点において受験生の属性(就職希望の意欲、学修歴など)によって差が認められた。さらに図書館情報学専攻とそれ以外の受験生の間には得点差にもはっきりとした差が認められた。大学間の得点差は、学修歴の違いと専門分野の違いである程度の説明はできる。

ここに表れた結果はある程度予想されたことであった。とくに図書館情報学全般を出題範囲しているのだから司書課程での学修では不足するのは当然であろう。LIPER報告書の趣旨からいえば、むしろ大学での図書館に関する科目を学ぶ場では、ここで出題範囲にした図書館情報学全般についての知識を学べることが望ましいので、これは教員に対する問題提起と受け取っていただいいてよい。

もちろん 出題範囲および問題の形式や選択肢の作成についてはまだまだ検討の余地はある。試験問題の作成には学ぶべき知識が標準的に定まっていることが必要であるが、分野によってそのあたりは手探りで作成する必要があるので、かなりの労力が必要であった。あわせて、受験生に対しては学ぶべきものの範囲を示すガイドブックや教科書が必要であろう。だが学んだものを評価することにはかなり積極的な意味がある。昨年の受験者や担当した教員からはこういう試験を行うことには意義があることが表明されている。

おわりに

上記の内容を9月19日の教育部会分科会で報告した。しかしながらその後の討論ではこの試験についての質疑応答はほとんどなかった。出席者の関心の中心は、半ば公開された新しい図書館に関する科目の科目表にあった。それは当然のことかもしれないが、個々の大学の都合を表明する発言が目立ち、関係者で共通の教育カリキュラムの方向を議論する方向に向かっていないことが気になった。

今回の法改正について私は一步前進ではあると考えているが、まだまだ道は遠い。以前、日本図書館情報学会創立50周年の記念講演で米国ミシガン大学のジョアン・デュランス教授が講演したときの紹介で、私は日本の図書館員養成教育がアメリカでいえば80年前の

ウィリアムソン報告以前の状況であると述べた。もしこのような比喩が有効であれば、LIPER報告書はウィリアムソン報告に相当するといえる。しかし、ウィリアムソン報告がアメリカの図書館員養成現場を動かし、ALAを動かし、修士レベルの専門職課程をつくることにつながったのは、カーネギー財団の支援を受けてシカゴ大学が拠点となって図書館学のアカデミズム化が積極的に進められたからである。専門職制度は現場に寄り添うだけでは進められない。そのことには賛否両論があるだろうが、理念を動かすための仕掛けが必要だということである。その意味で検定試験は日本版の仕掛けの第一歩であると考えている。

なお科目表およびこれを議論した文部科学省のこれからの図書館の在り方検討協力者会議の議論については、私も参加したが、その議論のプロセスおよび結果について必ずしも満足していない。このことはいずれ機会をみて述べることにしたい。

注

- 1) 根本 彰「図書館員養成と大学教育—研究と現場の関係を踏まえながら」日本図書館情報学会研究委員会編『図書館情報専門職のあり方とその養成』勉誠出版, 2006. 1-20p.
根本 彰「図書館員養成とポストLIPER報告」『図書館雑誌』Vol.101, No.11, 2007, p.741-743
- 2) 根本 彰「40年の空隙を埋める—1968年省令改正と今」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』81号 2007年11月 p.11-13. 根本 彰「「司書講習等の改善に関することについて（報告）」(1967)の解説」『日本図書館情報学会誌』Vol.53, No.3, 2007. p.172-182.
- 3) 前掲「図書館員養成と大学教育」を参照。
- 4) ちなみに、実技試験に「言語」という分野があり、最近の課題は「各自があらかじめ用意した童話等を3分間口演する。」というものになっている。司書の児童サービス論との関連性がある分野があることが注目される。
- 5) 天野郁夫『試験の社会史』増補 平凡社 2007
- 6) 根本 彰ほか「LIPER2図書館情報学検定試験（2007年準備版）の結果分析」『2008年日本図書館情報学会春季研究集会発表要綱』2008 p.111-114.

…… パネルディスカッション ……

省令科目のあり方について、葉袋・大谷・田窪・谷一・根本の5氏をパネリストに行われた。

なお、会場からの質問紙によるものは質問：とし、会場からの発言は発言者の名と所属を付した。なお、発表内容に深く関係のあるもののみを掲載し、関係が少ないと思われるものは割愛した。

司会・山本順一（桃山学院大学）：各発表者から3分から5分程度にまとめてお話しください。

葉袋秀樹（これからの図書館の在り方検討協力者会議 主査）：田窪さんの発表について。先端的な情報技術をふまえて、知識と情報の流通や蓄積に関する技術を活用し企画・経営する能力を身につけた人材の養成をめざす点は、筑波大学の知識情報・図書館学類でも同様である。しかし、司書養成の科目は、図書館法の司書養成の規程に基づいて定めるものであり、文部科学省（以下、文科省と称する）の「これからの図書館の在り方検討協力者会議」（以下、協力者会議とする）ではそれを前提として検討している。

大谷康晴（青山学院女子短期大学）：大きなフレームワークでは、研修と養成の一体の中で、司書になるろうとしてスタートラインにいる学生をどう養成するかが課題となる。短期大学で、28単位を前提とした内容でできるかという議論がある。私自身は短期大学の関係者であり、その上で短期大学の中で個人的な見解であるがやれると思っている。

田窪直規（近畿大学）：葉袋先生には私の意見に対する誤解がある。司書になっても役に立つ資格をとらせたい。今回、考えて欲しいのは、各大学の創意工夫が活発になって、活かせるようにして欲しい。司書養成のカリキュラムを我々自身が考えて組めるようにして欲しい。

谷一文子（TRC）：司書として働く人を雇う側からの意見では、しっかり勉強してきてくれた人は嬉しい。作家、出版社の名前も分からない人は困る。優秀な人が、ちゃんと図書館で働ける仕組みを作っていただきたい。

根本 彰（東京大学）：カリキュラムを支配しているのは大学で、学問水準をカリキュラムに落とすというプロセスになっている。系統的な知識、詰め込み方で養成するだけでは、以前とあまり変わらない。検定試験はプロセスのひとつで、優秀な人をなら

かの形で評価できる土壌が試験制度によってできると思う。今、学芸員の方と一緒に議論をしていて、聞いていると、主題分野の研究者として、分野毎に優秀な人をとりたいのでその養成をして欲しいという学芸員の状況があり、司書の養成とはかなり違う。東大でも、司書、学芸員、アーキビストの養成をどうするかを議論している。司書が今の養成である限り東大にはなじみにくい。

司会：会場からの質問をいくつか紹介する。葉袋先生へ「協力者会議で担当者について論議があったかどうか。28単位で専任担当者1名か、2名か」。別の方から「新しく提案されている科目建てでは、選択科目がない中で、大学としての特色ある科目を展開できないと思われる」、「図書及び図書館史がいくつかの科目で言及するように、分けたとのことですが、どの科目でも結局ふれないのではないか」という質問です。

葉袋：最初の質問について。文科省の担当者は、これまでも2名を置くように指導してきている。三田での研究集会でも、栗原企画官が今後も指導すると言われている。協力者会議でも強く主張してきた。担当教員の評価や基準を検討する必要がある。次の質問について。図書・図書館史に触れるかどうかは、各大学の教員の問題になるが、協力者会議では触れることが望ましいと考えている。図書・図書館史を取り入れた教科書を作成することが必要である。

阪田蓉子（明治大学）：今回の司書講習で、図書館サービス論とは別に障害者サービス論を独自に開講した。また、建築、施設が大事だが、実際には、2010年頃に変更だと聞いて抑えて、6つを選択できるようにしたが、できれば間口を広げたいと考える。その中で資格取得のための単位にならないというのは困る。

葉袋：全体の科目数・単位数が限定されているので、できれば、単位数を増やすかどうか、試案の単位数でいいのか、科目と単位数をどう組み替えるのか、具体案を出していただきたい。

司会：田窪先生へ質問です。「カリキュラムデザインは重要だと思いますが、より本質的なところ田窪先生のような「講義がおもしろいこと」「おもしろい先生にめぐりあえる」が大事だと思う。学生からの生の声、フィードバックを聞いてみたい。」二つ目、谷一先生へ「ライブラリー・アカデミーに人が集まるのは「おもしろい」からだと思います。今の大学

の授業では、「笑顔と行動の人」「自立したライブラリアン」は生まれにくい。受講者の生の声を聞きたい。」三つ目、根本先生へ「大学における評価の必要性で、最後に就職してからの評価というのがありました。実際にはどんな声を聞かれていますか。」

田窪：学生の授業アンケートでは、普通の先生と同じだと思う。学生と年代が違うので、笑ってもらうには世代のギャップがある。

谷一：受講後のアンケートでは、自分の一番欲していることがわかったという意見が多い。例えば、TRCMARCも今までブラックボックスでわからなかったが、目録と連動してわかった、とか。話題が外れるが、JLAのアンケートで、BSHそのものがわからないので、TRCへ問い合わせが殺到したということもあり、ライブラリー・アカデミーの意味はあるとおもう。

根本：就職後でなくて就職時の評価を書いた。以前、図書館情報大にいたので、卒業生の評判も聞いて思ったことだが、1970年代～80年代に司書の採用がすすんだが、その後、公務員の行政改革などの状況もあるが、司書の評価が高くなかったことが影響していると思う。大量に採用された人たちの仕事振りが後に評価されて、行政当局からどのように評価されたかななどの結果であると思う。研修の議論の前にその議論が必要だと思う。

質問：谷一様へ質問です。「ライブラリー・アカデミーの修了生は、貴社で運営業務を受けている図書館にスタッフとして採用される時、処遇面で優遇されるのでしょうか。」

谷一：認定修了書を出しているので、月額給料にプラスするように人事制度上作っている。

質問：葉袋先生への質問です。「大学当局は資格付与を学生へのサービスとして運営している。さらに8単位を増やすことは、大学事務当局が受け入れがたいのではないかと心配で、廃止したいと思う大学が出てくると思う。妥協ラインの引き方として4単位増とかにお願いしたい。」

葉袋：ご意見として承る。単位数がもっと多い大学もあり、司書を専門職として確立するには図書館学教育の側の努力も必要である。教育関係者の側では、大学の事情の理解や自由度の増加を求める意見が多い。図書館の管理者の側は、必要な知識を確実に持っていることを求めている。両者のバランスが必要で、両方の意見をうかがった上で、検討して行きたい。

大谷：ワーキンググループで審議してきたが、単位数の問題は、時間数で考えるべきである。純増は、通年換算で1コマ、4単位数増、60時間が増えただけである。大学設置基準の大綱化で、文科省は単位数しか示すことができない。演習を半期2単位数で出しているかどうか選択肢はないと思う。20単位数から28単位数に増加するという問題よりも、根本先生からでもだが、殆どのコントロールがなくなってしまうことの方が心配である。

司会：現場の公共図書館の方たちが今回の話をどういう風に見ておられるか、西宮市立、枚方市立、日進市立の方にご意見を伺いたい。

能勢文規（西宮市立図書館）：私は行政職でこの4月からの図書館の経験による印象しか話せないが、司書職はせまい範囲で特化し専門化しているように思う。新規採用はしていない。

二村 健（明星大学）：大谷先生、卒業要件として考えてよいというテクニックを教えてください。秘訣とかあれば。

大谷：短大の教職課程が前例です。教育実習の改訂で、1999年、大幅増になったときに、文科省に相談した際、資料の中に卒業要件に認めて問題ない、という文言があった。今回も、専門課程では厳しいが、何らかの形で卒業要件に含めることは可能である。

小西和夫（大阪市立図書館）：私どもには司書職制度があり、現在、高倍率の難関を通過した若い優秀な人は行政職員と引けをとらない。行政人向けに、司書が講師になって自主的に部長、課長向けに夜間研修をしている。司書資格をもっていることは、最低、基礎的な知識をつけていると扱われる。科目の充実は、現場としては、大変評価する。経営論、行政組織が入っているのは評価できる。

大石 豊（千葉県立図書館）：今回のカリキュラム案はバランスがとれていると思う。資料組織論の重要性、図書館史についての意見はわかる。相対的な問題で、県立図書館では、大学生、博士課程生のレファレンスを受ける状態にある。経営能力を高めることも必要。都道府県立の図書館の事情も異なると思う。

中道厚子（大阪大谷大学）：図書館にアプローチする市民の代表として活動してきた。薬袋先生の利用者の視点は重要だと思う、評価したい。図書館がものを見せるようにしないと市民には伝わらない。市民に対応できる司書が問われている。そこをうまく

TRCはされた。サービスは相手のことを分らないとできない。

薬袋：図書館職員の利用者への接し方について、利用者から厳しい批判があり、改善する必要がある。今回の科目では、実践面も配慮している。図書館サービス論で「接遇、コミュニケーション」を学び、サービス業を担う人を育てる。図書館資料論の内容についても、具体的な資料について、利用者の意見を入れて組み立てるとよいと思う。

大谷：新設の科目ではサービス計画、利用者別サービスの実施が演習の内容として提案されている。

司会：図書館サービス演習は、キーになる科目だが、経営学やロースクールのメソッドのように、ケースの集積がないと効果が期待できない。それでは馬場さんに、司書課程の改編で、内容と量について、職務と権限にかかわらない範囲で、感想をお答え願いたい。

馬場祐次朗（文科省）：予定では、9月末が文科省の締め切り、協力者会議で案をまとめ、パブコメで一般に求めるのは年内で、年度内には省令案になる。初めての取組なので、忌憚のない意見をだしていただくことが大事で必要である。他には、各大学協会を通じてやっている。それを過ぎるとパブコメになる。アドレスが公表されてそこに寄せていただくことになる。

松下 鈞（帝京大学）：文科省は、新しい省令科目のカリキュラムにもとづく大学からの書類を求めることになるのか。

馬場：前の例を参考にすると、各大学の学則に図書館の科目の一覧があれば、文科省への報告となるだろう。高等教育局を通じて生涯学習政策局にあがってくる。今までは、講習相当科目の指定であったので認定の必要があったが、届出事項になることが予想される。今後1年間、各大学は準備していただくことになる。

司会：図書館法5条1号は、学芸員課程と同じ法律構成で、同様に届出事項だが、書類を作って同じようにチェックを受けるので、実態として認定の手続きと変わらない。

吉田暁史（大手前大学）：法律上、司書資格が公共図書館司書を前提としているので、どうしても公共図書館の議論に傾くが、司書職採用が少ない中、多方面に人材を売り込めるように、各大学がカリキュラムの工夫を自由に何故できないのか。もうひとつ、

資料論に関して、現実の世界では図書館という建物の枠を超えたバーチャルな世界になってきている。テクニカルな面がかなり重要視されるので考えていただきたい。

司会：最後に、発表者はまとめてください。

葉袋：ぜひ科目について意見を出していただきたい。今回は、図書館職員、利用者、民間企業の方々を含む幅広い意見がうかがえた点が大変よかった。これを持ち帰り、検討したい。図書館職員の養成は国民のために行われており、広く関係者の意見を聞く検討プロセスが重要である。教員の方々は、実践面についても、教育は人づくりであり、図書館はサービス業であるという点を踏まえて取り組んで欲しい。司書課程では多様な取り組みが行われているが、意外と知られていないので、司書課程の運営方法について議論することが必要である。

大谷：文科省に意見をあげないといけない。意見が多数だと無視できない。私たちの職にもかかわる。是非ご意見をお寄せください。

田窪：自由で市場評価でやれば、問題はない。最低20単位では、ネット社会ではマイナスの評判によってつぶれる可能性もでてくる。見識、戦略をもってやるべきだろう。

谷一：担当される先生によってもかなりギャップが大きいので是非、現場がどのようなになっているかをお調べになって講義していただきたい。

根本：評価の時代がはじまっている。大学の規制緩和で、市場が判断してくれるという話題があったが、司書課程では、大学の中では副専攻とされ、それが機能できないので先生方もやりにくい。成果が直接に問われないので、中途半端なものになっている。実質的に28単位で、14科目の中身も候補がでているが、実は、かなり柔軟に運用できる。実際の教育内容は担当者にかなり委ねられている。これからの議論は複雑で、省令科目を制度化する過程の中で教育界、図書館界で、合意していくことが必要だと思う。検定試験の議論は埋もれたが、評価プロセスの関係で、是非、実施したい。

(文責・川崎秀子(佛教大学))

..... 参加者の感想

「全国図書館大会 参加記」

安藤友張

(九州国際大学経済学部
図書館学課程担当)

2008年9月18日と19日の2日間、平成20年度全国図書館大会に参加した。以下、図書館学教育部会の分科会に参加した感想を述べてみたい。

今回のテーマは「図書館員養成教育はどこに向かおうとしているのか？」であったが、本分科会参加者の主たる関心は、図書館法第5条改正に集中しているといっていよう。事実、筆者もそうであった。「図書館に関する科目の制定は、長年にわたる図書館界の悲願」(葉袋秀樹)という形容からわかるように、図書館情報学を専門とする多くの教員にとっても同様の認識であろう。

今回の分科会では、文部科学省「これからの図書館の在り方検討協力者会議」の主査を務める葉袋秀樹氏による講演から始まった。『図書館雑誌』の2008年9月号に掲載された内容を補足する形で、葉袋氏はあくまでも個人的見解を述べた。上記雑誌に掲載されていない情報も入手することができ、筆者自身にとっては有意義な講演であった。その他、午前の部では、JLAの専門職認定制度に関する報告などがなされた。

午後の部では、近畿大学における司書課程の実践報告などがあったが、筆者にとってはこれが最も刺激的な内容であった。報告者である同大学の田窪氏による忌憚なき、飾らない語り口は、フロアの多くの聴衆を引きつけた。資格取得・図書館への就職以外に、「図書館の良き利用者を育てる」という教育目標や消極的戦略だけでは、大学経営者(理事会)を説得するだけのアピールが弱いという趣旨の内容には、筆者自身も同感であった。最後のパネル・ディスカッションでは、今回の主な報告者がパネラーとなって、フロアとの積極的な意見交換や質疑応答がなされた。長時間の分科会であったが、内容が非常に濃かったと思う。

ところで、筆者は、勤務先の大学では、司書課程と司書講習の両方を運営している。今回の図書館法改正に伴い、司書講習の在り方も大きな見直しが迫られている。今回の分科会では、司書講習は議論の対象とならなかったが、今後は司書講習の在り方をめぐって、

講習廃止論者と存続論者による公開討論も必要ではな
かろうか。現在の大学教員の間では、講習廃止論者が
多数を占めていると思われる。ちなみに、筆者は存続
論者である（司書資格は講習で取得）。司書講習の運
営経験がない教員が多数を占める中で、講習に対する
認識の齟齬などを明らかにする必要がある。

全国図書館大会第10分科会に参加して

小山 憲 司
(三重大学人文学部)

図書館法改正にともない、「大学において履修すべ
き図書館に関する科目」の検討が進められるなか開催
された今分科会は、司書そのもののあり様とキャリア・
ディベロップメントの問題について考えさせられる集
会であった。

周知のとおり、現在、国内では毎年約1万人が司書
資格を取得している。そのような状況のなかで司書資
格取得者、さらには既取得者の質をどのように確保す
るか、そして高めていくかが大きな課題であることを
改めて感じた。たとえば、分科会において登壇された
TRCの谷一氏をはじめ、複数の方から、司書有資格
者には最低限の知識、技術を修得しておいてもらいた
いの要望（苦言？）があった。すなわち、司書資格
を取得していても十分な知識、技術の定着がはかられ
ていないとの指摘である。その一方で、公立図書館に
勤務される方をはじめ、フロアからは実際に勤務して
いる若手・中堅職員の能力の高さについての言及があっ
た。さらに、情報社会といわれて久しい現代社会にお
いて、図書館運営が専門化し、レファレンスで寄せら
れる質問も専門化してきているとの意見にふれ、司書
資格を実務の入り口と位置づけることに同意しつつも、
大谷氏の発表にもあったように、その先を見据えた高
度な専門職を養成する枠組みをも構築すべきことを改
めて痛感した。

では、大学における教育を通じて、どのような人材
を育てるのか。田窪氏による、近畿大学の取り組みに
ついての報告は、人材育成の方向性を司書課程の戦略

という形で計画、実施しているという点で、大変興味
深かった。ただし、各大学によるさまざまな取り組み
や努力があって然るべきではあるが、一方で、図書館
界全体で、どのような図書館活動を展開するのか、そ
こで活躍すべき図書館員はどのような人材なのか、そ
のためにはどのように育てるべきかについての見解、
あるいは哲学を共有する必要があるのではないかと
も考えた。

今後、文科省によって設定される科目は、科目名と
いうラベルのみが設定される。科目の内容は、各大学
が責任をもって計画し、司書を育てるということであ
る。もちろん、科目の総体としてのカリキュラムが司
書養成の目標を体現しているのであるが、それに加え
て、継続教育やキャリア・ディベロップメントといっ
た点も考慮した、図書館界全体としての取り組みが今、
求められていることを今回の議論を通じて深く考えさ
せられた。

最後に、喫緊の課題について検討する機会を提供し
てくださったことについて、発表されたみなさま、
並びに今分科会を企画、担当された方々に深く感謝し
たい。

第10分科会に参加して

大 石 豊
(千葉県立中央図書館)

県立図書館の現場では、大学院レベルの利用者から
の調査や、政策立案支援をはじめ、各主題の専門的で
高度な内容のレファレンスに迅速・的確にこたえ、社
会の変化に対応した図書館運営やサービスの向上を図
る必要があり、司書に必要な科目内容について、理論
を踏まえた上で専門的な知識・技術を学ぶよう、質量
ともにグレードアップしたことは評価できる。また、
図書館経営論、図書館制度・行政論、図書館サービ
ス論、図書館サービス演習を重視したことは、司書のプ
ロや将来の館長を育てる基礎としても妥当である。根
本氏が、資料や資料組織の重要性にもかかわらず、科
目が弱体化したことに違和感を覚えると指摘されたこ

とについては考えさせられた。図書及び図書館史の位置づけや、図書及び図書館の歴史を全体的にとらえる点の欠如はやや心残りではある。司書試験は、司書の仕上がり具合の評価、司書資格の更新や、司書資格取得から就業までの期間が経った場合の評価に役立つのではないかと思う。

葉袋氏が、専門職員を必要とする図書館像や図書館活動がなければならず、そのためには、図書館活動を盛んにすることが重要で、図書館活動、職員制度、図書館学教育3者の相互連携により改善を図るとともに、図書館学教育は教育関係者だけのものではなく、国民のためのものであると指摘されたことは肝要である。また、大谷氏の専門職のキャリアに対応した司書の養成課程という視点も大切である。私は専門職員認定制度のアンケートに関わったが、司書のハードルや価値をもっと高め、幅広く社会的に認知されることが重要であるとの意見が多かった。また、7割余がこの制度を肯定的にとらえ、5割弱が申請を希望していることがわかったので、実現をめざしたい。一方、団塊の世代の司書の大量退職、司書の新規採用の減少、中堅職員の多忙化や減少等が研修受講に影響を与え、課題となっている。優秀な司書の新規採用の増加を社会に訴え、司書の人材確保の促進を図るためには、司書の将来人口ピラミッドを推計するための職員調査研究も必要である。

……… 参加者のアンケートから ………

回収できたアンケート 25名

質問1 協会会員・部会員かどうか

日本図書館協会会員・図書館学教育部会会員	14
日本図書館協会会員・図書館学教育部会非会員	6
日本図書館協会非会員	5
無記入	0

質問2 テーマの設定について

	JLA会員 部会員	JLA会員 部会非会員	JLA 非会員	無記入
適切だった	13	6	5	
適切でなかった				
どちらとも言えない	1			
無記入				

質問3 プログラムについて

	JLA会員 部会員	JLA会員 部会非会員	JLA 非会員	無記入
適切だった	12	5	5	
適切でなかった				
どちらとも言えない	2	1		
無記入				

質問4 内容について

	JLA会員 部会員	JLA会員 部会非会員	JLA 非会員	無記入
適切だった	12	5	5	
適切でなかった				
どちらとも言えない	2	1		
無記入				

質問5 今回の分科会に関する自由記入

- ・田窪氏の考えに賛同します。創意工夫の余地になりますが、文科省に提出する段階では結局は試案（省令科目）のガイドラインをまる写しになるだろうと思います。（大学が安全パイを振るでしょうから）

- 養成と継続教育（研修）について、両方を視野に入れていくことや、教育者に加え、関係する現場も含め議論する視野は良いと思います。
- 非常に参考になりました。
- 図書館科目を卒業要件に入れられるかどうかについては少々違うのではないかと思いましたが、これも参考にさせていただきます。
- 個人的には、田窪先生の意見に近い（同様の考えでカリキュラムを運営しています）のですが、他の先生方の意見も実は近いのではと感じました。（少々かみあわなかったのでは？）
- 事例報告 "JDream II" のみ、異質であった。今回、科目改訂という緊急課題の重要性に鑑み、この報告は別の機会にまわしてもよかったのではないのでしょうか。質疑に、この時間をまわして欲しかった。とは、いうものの、とても実りあるプログラムでした。
- 分科会タイトルは、もっと具体的に設定してもよかったのでは？
- 限られた時間（2010年4月）がせまる中で、今日は、様々な情報・意見を得ることができた。自身の大学でも、育てる学生像を把握し、戦略的に課程運営を行わなければならないと考える。
- さまざまな意見が出され、活発な交換が行われたと思う。ここで出た意見をもとに、各自がいかに考え、行動するかが大切だと思う。
- 省令科目などタイムリーで良かった。
- 発表者の報告・紹介／パネルディスカッション、いずれも中身のある大変興味のある内容であった。
- 演習科目、講義科目共、1単位15～30時間で、「試案」で15単位を基本としているのは、すべて2単位30時間が最低時間ということは、私の大学では見直す必要がある。
- 担当教員について、ぜひ検討・発表していただきたいと思います。
- 様々な立場の方が「図書館に関する科目」について、どのように受けとめているのか分かり、参考になった。
- 事態の緊急性、重要性をもっと多くの図書館界の人々に認識してもらう必要があると思う。
- 文科省からの説明を、もっときちんと聞きたかったです。
- 図書館現場の方を、パネリストに呼んでいただいても良かったと思います。
- T R Cの谷一さんのお話も興味深かったです。

質問6 教育部会の活動全般についての自由記入

- 午前中、トイレ休憩がないのは苦しい。（トイレに立っている間に聞き逃したところがあるのは残念！）
- 会場が寒すぎる。28℃設定してもらえないだろうか。
- 専門職員認定制度や検定試験など多面的にとりあげたものが、今後収敛していくことと思います。
- 「コップの中の嵐」のような業界である。図書館界から外へ、どうアピールしていくかという戦略を議論する段階では？ 政治家へのロビー活動も含めて。
- 教育部会の部会長、幹事とも、どちらかと言えば関西寄りであるが、できる限り、関西以外の部会員についてのご配慮をしていただけると幸いです。
- 各教科内容のさらなる検討が必要と思います。

編集担当 〒631-8585 奈良市学園南3-1-3 帝塚山大学心理福祉学部 柴田正美
Tel. 0742-41-4863 Fax.0742-41-4905 E-mail: mshibata@tezukayama-u.ac.jp